

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ(詳細版)【物理的アクセス関係】

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

| 目的 | 実施主体・支援の流れ | 支援メニュー(例) | 補助対象経費(例) | 補助率・上限・要件 | 事業名 | 公募要領等関連HP | 担当省庁・局・課 | 問合せ先(電話・メール) |
|--|------------|---|---|--|----------------|-----------|------------------------------|--|
| 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援する。 | 地域協議会 | ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査 ④課題解決に向けた計画の策定 | ①④地域協議会の活動経費(事務局員手当・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③食品アクセスに関する調査経費(調査員手当、調査員旅費等) | 定額 | 食品アクセス総合対策事業 | 準備中 | 農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 | 食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp |
| 食品アクセスの確保に向けた取組を推進する体制の構築に向けて、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援する。 | 都道府県、市区町村 | 現状・課題の調査・分析 | 調査経費(調査員手当、調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等) | 定額(上限300万円/か所) | | | | |
| 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図る。 | 民間団体 | 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組を効果的に推進(委託) | 地域協議会の相談窓口に係る費用、全国実態調査に係る費用、事例集・PR作成に係る費用等 | 委託 | | | | |
| 1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援するため、 ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置、②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置、③地域における食品アクセスの現状・課題の調査、④課題解決に向けた計画の策定 | 地域協議会 | ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査 ④課題解決に向けた計画の策定 | ①④地域協議会の活動経費(事務局員手当・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③食品アクセスに関する調査経費(調査員手当、調査員旅費等) | 定額(上限1,000万円/年、1,500万円/地域) ※2年目は3/4補助、3年目は1/2補助 | 食品アクセス確保緊急支援事業 | 準備中 | 農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 | 食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp |

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ(詳細版)【物理的アクセス関係】

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

| 目的 | 実施主体・支援の流れ | 支援メニュー(例) | 補助対象経費(例) | 補助率・上限・要件 | 事業名 | 公募要領等関連HP | 担当省庁・局・課 | 問合せ先(電話・メール) |
|--|------------|--|---|--|--------------|-----------|------------------------------|--|
| 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートを実施する。 | 民間団体 | 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、専門家派遣等によるサポートを実施(委託) | 専門家派遣等に係る人件費、謝金、旅費等 | 委託 | | | | |
| 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援する。 | フードバンク等 | 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げ及び取組拡大に対し、求人費、研修開催費、厨房設備費、配送車両費、冷蔵保管設備費及び交流会開催費等を支援。 | ・食料提供を行う団体の立上げ及び取組拡大に係る経費(求人費、研修開催費、厨房設備費(リース)、配送車両費(リース)、保管用機械(冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー)(リース又は購入))等 ・生産者等とのマッチング交流会の開催に係る費用等 ・共食の機会の提供に係る費用等 | 定額 ※次に掲げる①及び②の要件を満たす食料提供団体(食品アクセス困難者に対する食料提供の充実を図るため、食料提供を行う団体をいう。以下同じ。) ①食料提供団体の立上げ又は食品アクセス困難者に対する食料提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ②利用者を特定した上で食料を提供すること。 ・次に掲げる①及び②の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンクの活動の推進を目的とした協議会(以下「協議会」という。) ①フードバンク若しくは協議会の立上げ又は食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ②利用者を特定した上で食品を提供すること。 | 食品アクセス総合対策事業 | | 農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 | 食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp |
| 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクが多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図る。 | フードバンク等 | フードバンク等による大規模又は広域的な取組に向けて、未利用食品の受入れ・提供機能の強化を図るため、未利用食品の輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等を支援 | ・未利用食品の輸配送費 ・倉庫・車両等の賃借料(運搬用車両、一時保管用倉庫、入出庫管理機器の賃借料)、 ・活動経費(人件費、謝金、旅費、保険料等) | 定額 ※次に掲げる①から③までの要件を満たし、かつ、④又は⑤の要件を満たすフードバンク又は協議会 ①令和6年1月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 ②食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ③利用者を特定した上で食品を提供すること。 ④食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 ⑤複数の市区町村の食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 | | | | |

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ(詳細版)【物理的アクセス関係】

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

| 目的 | 実施主体・支援の流れ | 支援メニュー(例) | 補助対象経費(例) | 補助率・上限・要件 | 事業名 | 公募要領等関連HP | 担当省庁・局・課 | 問合せ先(電話・メール) |
|---|--------------|---|--|--|----------------------------|---|---|---|
| 2 フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた支援 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援する。 | 民間団体→フードバンク等 | 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援 | 食料提供を行う団体の立上げ及び取組拡大に係る経費(求人費、研修開催費、厨房設備費(リース)、配送車両費(リース)、保管用機械(冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー)(リース又は購入))等 | 定額 ※次に掲げる①及び②の要件を満たす食料提供団体(食品アクセス困難者に対する食料提供の充実に図るため、食料提供を行う団体を言う。以下同じ。) ①食料提供団体の立上げ又は食品アクセス困難者に対する食料提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ②利用者を特定した上で食料を提供すること。 ・次に掲げる①及び②の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンクの活動の推進を目的とした協議会(以下「協議会」という。) ①フードバンク若しくは協議会の立上げ又は食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ②利用者を特定した上で食品を提供すること。 | 食品アクセス確保緊急支援事業 | https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/241225_143-1.html | 農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 | 食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp |
| 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクが多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図る。 | 民間団体→フードバンク等 | フードバンク等による大規模又は広域的な取組に向けて、未利用食品の受入れ・提供機能の強化を図るため、未利用食品の輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等を支援 | ・未利用食品の輸配送費、 ・倉庫・車両等の賃借料(運搬用車両、一時保管用倉庫、入出庫管理機器の賃借料)、 ・活動経費(人件費、謝金、旅費、保険料等) | 定額 ※次に掲げる①から③までの要件を満たし、かつ、④又は⑤の要件を満たすフードバンク又は協議会 ①令和6年1月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 ②食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ③利用者を特定した上で食品を提供すること。 ④食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 ⑤複数の市区町村の食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 | | | | |
| 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。 | 地方公共団体 | (ソフト事業) 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。 (拠点整備事業) 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。 (デジタル実装型) ・地方公共団体の行うドローン配送のサービス実装を支援 | (ソフト事業) 新たな取組に向けた構想・企画段階、具体化に向けた事業中心の組成段階等に要する経費 (拠点整備事業) 地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる建築基準法の「建築物」及び「建築物以外の施設(設備・用地造成等)」に該当するもの (デジタル実装型) ・デジタル実装に要する経費 | (ソフト事業・拠点整備事業) 事業期間:原則3か年度以内(最長5か年度) 上限:1自治体当たり国費 都道府県:15億円/年度 中枢中核:15億円/年度 市区町村:10億円/年度 補助率:1/2 ※拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。 (デジタル実装型) ・補助率(TYPE1の場合):1/2 ・国費の補助上限額(TYPE1の場合):1.0億円 ・要件:デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を図る取組 | 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) | 準備中 | 内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局 内閣府地方創生推進室 | (ソフト事業・拠点整備事業) 03-6257-1416 (デジタル実装型) 03-6257-3889 |

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ(詳細版)【物理的アクセス関係】

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

| 目的 | 実施主体・支援の流れ | 支援メニュー(例) | 補助対象経費(例) | 補助率・上限・要件 | 事業名 | 公募要領等関連HP | 担当省庁・局・課 | 問合せ先(電話・メール) |
|---|-------------------|--|--|--|---|---|----------------------------------|--|
| 中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援する。 | 複数集落を含む地域協議会 | むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着、農村RMOの形成につながる取組等を支援 ※生活支援の実証に取り組む場合は、実施主体が農用地保全や地域資源活動の取組を行っていること | 調査、計画作成、実証に関する取組を支援 ・旅費(調査等旅費・委員等旅費) ・事務費(通信運搬費、職員手当等) ・実証に必要な土地基盤・機械・施設等整備費 等 ※生活支援の実証に取り組む場合は、実施主体が農用地保全や地域資源活動の取組を行っていること | 事業期間: 上限3年間 交付率: 定額(上限3,000万円(1,000万円(年基準額)×事業年数)) ※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円 ※活動着手支援型は 事業期間: 1年間、 交付率: 定額(上限200万円) ※対象地域は、農林統計上の中山間地域や8法指定地域等 | 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業 | https://www.maff.go.jp/i/nousin/tiiki/sesaku/chusankan-suishin.html | 農林水産省 農村振興局 地域振興課 | 03-3502-6286 chiikishinkou_ml@maff.go.jp |
| 中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、複数集落機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援する。 | 複数集落を含む地域協議会 | むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援 ※生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全や地域資源活動と関連した取組であること | 調査、計画作成、実証に関する取組を支援 ・旅費(調査等旅費・委員等旅費) ・事務費(通信運搬費、職員手当等) ・実証に必要な土地基盤・機械・施設等整備費 等 ※生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全や地域資源活動と関連した取組であること | 事業期間: 上限3年間 交付率: 定額(上限3,000万円(1,000万円(年基準額)×事業年数)) ※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円 ※対象地域は、農林統計上の中山間地域や8法指定地域等 | 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業 | https://www.maff.go.jp/i/nousin/tiiki/sesaku/chusankan-suishin.html | 農林水産省 農村振興局 地域振興課 | 03-3502-6286 chiikishinkou_ml@maff.go.jp |
| 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。 | 地方公共団体 地域運営組織等 | ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 過疎地域等における集落ネットワーク圏において、地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行う買物支援等の取組を支援 (取組例) ・買物支援バスの運行 ・移動販売車による買物支援 ・ドローンを活用した買物支援 等 ②過疎地域持続的発展支援事業 過疎市町村がICT等技術を活用して行う買物支援等の取組を支援 (取組例) ・デマンド交通実証事業 ・ドローンによる買物支援 等 | ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等) 等 ②過疎地域持続的発展支援事業 (1)ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等) ・集落の維持・活性化対策(集落の見守り活動、住民との話し合い等) 等 (2)ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費 | ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 定額補助(1,500万円) ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業(+500万円) ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) 上記①+②併用事業(+1,500万円) ②過疎地域持続的発展支援事業 上限額: 2,000万円 補助率: 市町村等1/1、 都道府県1/2または6/10 | 過疎地域持続的発展支援交付金 | https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gvousei/2001/kaso/kasomain11.htm | 総務省 自治行政局 地域自立応援課 過疎対策室 | 03-5253-5536 (内線23131,23133) kasotaisaku@soumu.go.jp |

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ(詳細版)【物理的アクセス関係】

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

| 目的 | 実施主体・支援の流れ | 支援メニュー(例) | 補助対象経費(例) | 補助率・上限・要件 | 事業名 | 公募要領等関連HP | 担当省庁・局・課 | 問合せ先(電話・メール) |
|---|--|--|--|---|------------------------------|---|----------------------------------|--------------|
| 「交通空白」解消に向けた新たな取り組みの立ち上げをはじめ、地域の公共交通のり・デザインと社会的課題解決を一体的に推進するための多様な関係者の共創や、DX・GXによる持続可能な地域公共交通の実現を図るため、官民、交通事業者間、他分野の共創やMaaSの更なる高度化を推進する取組を支援する。 | <p>【「交通空白」解消・緊急対策事業】 新たに導入する交通サービスの運行主体となる地方自治体、交通事業者、NPO法人、観光協会、商工会、社会福祉協議会等又はそれらを含んだ協議会</p> <p>※自治体については、「交通空白」官民・連携プラットフォームに加入していることが要件</p> <p>【共創モデル実証運行事業】 交通事業者を含む協議会や連携スキーム等</p> <p>※自治体又は地方運輸局の推薦を受けていることが必要。</p> <p>※自治体については、「交通空白」官民・連携プラットフォームに加入していることが要件</p> | <p>実証運行経費等の補助等</p> <p>※詳細は要綱URLを参照</p> | <p>実証運行の準備及び実施に係る費用等</p> <p>※詳細は要綱URLを参照</p> | <p>【「交通空白」解消・緊急対策事業】補助率：2/3(上限1億円)等</p> <p>【共創モデル実証運行事業】 地域区分A:主に中小都市、過疎地など人口10万人未満の地方公共団体 補助対象経費500万円以下の部分については定額、500万円を超える部分は2/3(上限1億円)</p> <p>地域区分B:主に地方中心都市など人口10万人以上の地方公共団体 2/3(上限1億円)</p> <p>地域区分C:主に大都市など東京23区、三大都市圏の政令指定都市 1/3(上限1億円)</p> <p>※詳細は要綱URLを参照</p> | 「交通空白」解消等り・デザイン全面展開プロジェクト | <p>共創MaaS実証プロジェクト(R6年度事業リンク先) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kvousou/</p> | 国土交通省 総合政策局地域交通課 物流自動車局旅客課 | 03-5253-8987 |
| 地域の実情に応じた生活交通の確保維持を目的とし、地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行等への支援を実施。 | 一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域交通法に基づく協議会 | 運行経費等補助 | 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額 | 補助率:1/2 等 | 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業) | 準備中 | 国土交通省 総合政策局 地域交通課 | 03-5253-8987 |
| 地域の実情に応じた生活交通の確保維持を目的とし、地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行等への支援を実施。 | 一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域交通法に基づく協議会 | 運行経費等補助 | 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額 | 補助率:1/2 等 補助上限等の詳細については、要綱URLを参照 | 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業) | 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html | 国土交通省 総合政策局 地域交通課 | 03-5253-8987 |

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ(詳細版)【物理的アクセス関係】

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

| 目的 | 実施主体・支援の流れ | 支援メニュー(例) | 補助対象経費(例) | 補助率・上限・要件 | 事業名 | 公募要領等関連HP | 担当省庁・局・課 | 問合せ先(電話・メール) |
|--|-------------------|------------------------------------|---|-----------------|----------------|---|---|--------------|
| 食品アクセスの確保に向けて、ラストワンマイル配送に必要な取組や、設備・機器の導入を支援する。 | 食品流通業者等で構成される協議会等 | ①物流生産性向上実装事業 ②物流生産性向上設備・機器等導入事業 | ①ラストワンマイル配送などの取組に要する経費 ・事業費(通信・運搬費、設備・機器等借上費、広告・宣伝・情報発信費等) ・人件費(事業に直接従事する正職員、出向者等の直接作業時間に対する給料その他手当にかかる経費) ・委託費(調査等事業の一部分の他の者への委託にかかる経費) ②ラストワンマイル配送などに必要な設備・機器等の導入に要する経費 ・設備・機器等導入費(冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売に係るもの) ・本事業を実施し、その効果を検証するために必要な専門家等に対する調査依頼等に必要経費。 | 補助率:定額 1/2以内 | 持続可能な食品等流通対策事業 | https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/kanbo/250219_020-1.html | 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 物流生産性向上推進室 | 03-6744-2389 |
| 食品アクセスの確保に向けて、ラストワンマイル配送に必要な取組や、設備・機器の導入を支援する。 | 食品流通業者等で構成される協議会等 | ①物流生産性向上実装事業 ②物流生産性向上設備・機器等導入事業 | ①ラストワンマイル配送などの取組に要する経費 ・事業費(通信・運搬費、設備・機器等借上費、広告・宣伝・情報発信費等) ・人件費(本事業に直接従事する正職員、出向者等の直接作業時間に対する給料その他手当にかかる経費) ・委託費(調査等事業の一部分の他の者への委託にかかる経費) ②ラストワンマイル配送などに必要な設備・機器等の導入に要する経費 ・設備・機器等導入費(冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売に係るもの) ・本事業を実施し、その効果を検証するために必要な専門家等に対する調査依頼等に必要経費。 | 補助率:定額 1/2以内 | 物流生産性向上推進事業 | 準備中 | 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 物流生産性向上推進室 | 03-6744-2389 |

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ(詳細版)【物理的アクセス関係】

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

| 目的 | 実施主体・支援の流れ | 支援メニュー(例) | 補助対象経費(例) | 補助率・上限・要件 | 事業名 | 公募要領等関連HP | 担当省庁・局・課 | 問合せ先(電話・メール) |
|--|--------------------|-------------------------------------|--|---|----------------------------------|---|-------------------------------|---|
| 物流の革新に向けた政策パッケージにおいて物流GXや物流効率化を強かに促進するとしていることも踏まえ、モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化、ラストワンマイル配送の効率化、中継輸送の初年度の運行経費」に対して支援を行うとともに、省人化・自動化に資する機器の導入に対して支援を行う。 | 物流事業者、荷主等で構成される協議会 | ①計画策定経費補助 ②運行経費補助 | ①について ・協議会開催費用、データ分析費用、実証調査のための試験輸送費用 ②について ・モーダルシフト、幹線輸送集約化、ラストワンマイル配送効率化、中継輸送の取組の促進 | ①について ・計画作成経費補助:定額(上限200万円) ・省人化・自動化機器導入を含む場合上乘せ:1/2以内(上限300万円) ②について ・運行経費補助:1/2以内(上限500万円) ・省人化・自動化機器導入を含む場合上乘せ:2/3以内(上限500万円) | モーダルシフト等推進事業 | https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html | 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 | 03-5253-8799 |
| 物流分野における労働力不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化等に対応するため、物流総合効率化法に基づき、「2以上の者の連携」による流通業務の省力化及び物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るための物流効率化の取組を支援する。 | - | - | - | - | 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定 | https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html | 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 | 03-5253-8801 |
| 離島や山間部などの過疎地域の物流の担い手不足や貨物量の減少等に対応し、地域の物流網の維持・確保を図るため、自治体、物流事業者等が連携して取り組むドローンを活用したラストワンマイル配送拠点の整備を支援する。 | 公募にて事業者を選定 | 陸上輸送とドローン配送を組み合わせたラストワンマイル配送の拠点整備支援 | 自治体、物流事業者等が連携して取り組むドローン配送の初期投資(機体、充電設備等)と初年度の運行経費 | 補助率1/2(1事業あたり最大3,500万円程度) | ドローン配送拠点整備促進事業 | 準備中 | 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 | 03-5253-8801 |
| 増加が見込まれる買物困難者への対応策として、自動配送ロボットによる先進的なモデル事例を組成する。 | 民間企業等 | 実証実験等への補助 | 調整中 | 補助率:1/2 上限:調整中 要件:調整中 | 持続可能な物流を支える物流効率化実証事業うち、買物困難者対策事業 | 2025年春頃に公開予定 | 経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室 | 03-3501-0092 exl-bzl-ryutsu-butsumyuryu-yosan@meti.go.jp |

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ(詳細版)【物理的アクセス関係】

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

| 目的 | 実施主体・支援の流れ | 支援メニュー(例) | 補助対象経費(例) | 補助率・上限・要件 | 事業名 | 公募要領等関連HP | 担当省庁・局・課 | 問合せ先(電話・メール) |
|--|---------------|-----------|-----------|-----------|---|---|-------------------------------------|---|
| ①全国の地方公共団体や民間事業者等が食品アクセス問題の解決に向けた取組に役立てられるよう、食品アクセス問題への取組方法や支援施策、先進事例、調査結果等の情報等を発信すべく食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイトを運営。各省の関連施策や、地方公共団体の取組などを掲載している。 ②平成23年度より、毎年全国の市町村を対象にアンケートを実施。食料品の購入に困難を感じている住民への対策に関するアンケート調査を実施し、各地方自治体等の抱える課題や対策の状況を把握し、今後の施策の参考として活用。①のサイトに結果を掲載。 | - | - | - | - | ①食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイトの運営 ②「食品アクセス問題」に関する全国市町村アンケートの実施 | ポータルサイト https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.html | 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 | 03-3502-7659 |
| 食料品アクセス困難人口(店舗まで500m以上かつ自動車の利用が困難な65歳以上の高齢者を指す。)が、どこでどの程度発生しているのかを把握するため、食料品アクセスマップを5年ごとに作成・公表。 | - | - | - | - | 食料品アクセスマップ | https://www.maff.go.jp/pri/maff/seika/fsc/faccess/a/map.html | 農林水産省 農林水産政策研究所 | 農林水産策研究所 企画広報室広報資料課 03-6737-9012 |
| 自治体による関連支援策・事業予算等を収集し、経済産業省HPで公表。 | - | - | - | - | 国・地方自治体による買物弱者支援策紹介 | https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonojakusv/ashien.html | 経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 | 03-3501-1708 bz1-s-shosa-syohiryutsuseisaku@meti.go.jp |
| 中山間地域等において、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を支援。 | 地域運営組織 市町村 | - | - | - | 「デジ活」中山間地域への支援 | https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html | 農林水産省 農村振興局 農村計画課 農村活性化推進室 | 03-6744-2203 maff-noushin-dijikatsu@maff.go.jp |